（経営の健全性の確保に支障が生じている農水産業協同組合） **第四十二条**　法第百十八条の五に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、同条の指導及び助言を行う必要があると機構が認めるものとする。 一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十四条の二第三項の組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令を受けた組合 二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十三条の二第三項の組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令を受けた組合 三　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十五条第二項の農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令を受けた農林中央金庫	（新設）

別紙様式第二の次に次の様式を加える。

別紙様式第３（第37条関係）

特　定　負　担　金　計　算　書

（組合名　　）　（　　年）

科　　目	金　　額
Ⅰ　負債額	千円
Ⅱ　除かれる負債 1　農林中央金庫法施行規則第107条第２項第１号、農業協同組合法施行規則第191条第２項及び水産業協同組合法施行規則第194条第２項の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。） （内訳） 2　金融商品取引責任準備金 3　繰延税金負債 4　再評価に係る繰延税金負債	千円
Ⅲ　基準負債額（Ⅰ－Ⅱ）	千円
Ⅳ　特定負担金（Ⅲ×負担率）	円

（備考）

1　Ⅰの負債額は、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）第111条第１項、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第106条及び水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第121条に規定する貸借対照表における負債の部の合計額とするものとする。

2　Ⅱの1から4までの科目は、第33条第１号から第４号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。

3　Ⅱの１については、その内訳を記載する。

4　Ⅰ及びⅡの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。なお、その場合であってもⅠからⅡを差し引いた計数がⅢに合致するよう調整して記載することとする。

5　特定負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。

担当部課名　　（電話番号）

担当者名　　（ＦＡＸ番号）

附　則

この命令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。